

福島県農業系汚染廃棄物処理事業実施要領

第1 趣旨

福島県農業系汚染廃棄物処理事業は、放射性物質により汚染され利用が困難となった農林産物、その副産物及び農業生産資材（以下「農業系汚染廃棄物」という。）の処理等を行い、放射性物質の除去を図ることを目的とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

この事業は、農業系汚染廃棄物について、以下の取組を行うものとする。

- (1) 農業系汚染廃棄物の運搬
- (2) 農業系汚染廃棄物の一時保管場所の設置及び撤去
- (3) 農業系汚染廃棄物の焼却等の減容化
- (4) 農業系汚染廃棄物の一時保管、処分及び有効利用等の処理
- (5) 廃棄物及び周辺環境等のモニタリング
- (6) 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組

2 事業実施主体

この事業の実施主体は次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 知事が適当と認める民間団体・民間事業者

第3 採択基準

この事業は次に掲げる採択基準をいずれも満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 放射性セシウムの濃度が、肥料、土壌改良資材、培土、飼料、敷料の暫定許容値や平成24年4月からの食品の基準値を超過しているもの
 - イ 放射性セシウムの濃度が暫定許容値や基準値を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの（ただし、検査等により流通、利用の制限又は自粛が解除されたもの及び解除される可能性のあるものを除く。）
 - ウ 上記ア及びイを対象に本事業により設置した保管場所であること
- (2) 次のいずれかに該当し、早急に一時保管や処分を行う必要性が高いと認められること。
 - ア 高濃度の放射性物質を含み農林業者や周辺住民等の安全性の確保等の観点から速やかな処理が必要であるもの。
 - イ 農林業者事業活動の継続又は農林産物の円滑な流通の支障となっており、速やかな処理が必要とされるもの
 - ウ 地域での廃棄物の処理を進めるために、先行的に地域のモデルとして処理を行う必要のあるもの

第4 事業の実施等の手続き

- 1 事業実施主体の長は、別紙様式1号により事業の実施計画書を策定し、知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業の実施計画の重要な変更は下記に掲げるものとし、1に準じて変更の手続きを行うものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体における事業費の増額及び事業費の30パーセント以上の減額

第5 事業実施状況の報告等

- 1 当該年度における事業実施状況報告
事業実施主体の長は、事業の実施状況を別紙様式2号により、事業が完了した年度の翌年度7月末までに知事に報告するものとする。
- 2 一時保管管理汚染廃棄物の処理状況報告
事業実施主体の長は、当該事業により一時保管処理等を完了した農業系汚染廃棄物を、焼却、埋設、堆肥化等により処分または減容化等の処理を行った場合、処理の実施状況を別紙様式3により、処理完了後、速やかに知事に報告するものとする。
- 3 事業実施期間中における事業の状況報告
事業実施主体の長は、事業実施期間中に当該事業により一時保管したものを、当該事業によらず処理等を行う場合は、福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第13条により、あらかじめ状況報告書を知事に提出するものとする。

第6 証拠書類の保管

事業実施主体は、事業の実施計画、事業実施状況報告などの証拠書類、補助金交付に関する証拠書類、補助金の使途を説明する領収書等の経理書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

第7 県の助成措置

県は、予算の範囲内において、第2の1に定める事業に要する経費であって、別表に掲げるものについて、事業実施主体に対し補助するものとする。

第8 その他

この実施要領で定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、県と事業実施主体との間で協議して定めるものとする。

附則

この実施要領は、平成24年1月23日から施行する。

附則

この実施要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成26年7月22日から施行する。

附則

この実施要領は、平成26年10月17日から施行する。

附則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7関係）

区 分	事 業 費 用 の 内 容
共済費	事業を実施するために直接必要な社会保険料等に要する経費
賃金	事業を実施するために直接必要な業務のために雇用した者に対する実働に応じた対価
報償費	事業を実施するために直接必要な試料の整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費
需用費	事業を実施するために直接必要な印刷製本費、光熱水料、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の購入に要する経費
役務費	事業を実施するために直接必要な手数料、通信運搬費、運搬、積み込み等に要する経費
委託料	本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために要する経費
使用料及び賃借料	事業を実施するために直接必要な会場借料、機器、車両、一時保管用地等の借り上げに要する経費
備品購入費	事業を実施するために直接必要な設備及び物品の購入、修繕に要する経費
処分費	一時保管場所の撤去に伴い、事業を実施するために購入した設備及び物品の処分に要する経費
工事請負費	請負人が実施計画書に基づき、事業を実施するのに要する経費

